

突然の自転車事故！

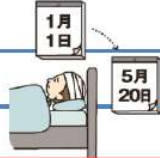
働けなくなると、収入が減少したときのもしもの備えをしていますか？



<長期間働くことができない場合>の影響>

死亡と同程度かもしくはそれ以上の備えが、様々な局面において必要となると考えます。

	亡くなられた場合	長期間働くことができない場合
給与	死亡退職金・弔慰金の給付	退職後の退職で収入ストップ
公的給付	遺族年金の給付	(重度の場合のみ) 障害年金の給付
住宅ローン	団体信用生命保険により完済	返済が継続*
生命保険	死亡保険金の給付	保険料支払いが継続*
公的年金	保険料支払いは不要	保険料支払いが継続
生活費	本人分は不要	引き続き必要
教育費	引き続き必要	引き続き必要
医療費	不要	さらに必要



そこで 所得補償プランは収入が減少したときの**備え**ができます！

(公財) 日本サイクリング協会所得補償のメリット

Point
①

自転車事故でケガをして働けなくなった場合の所得を補償

Point
②

自転車事故以外のケガで働けなくなった場合、
また**病気**で働けなくなった場合も補償。

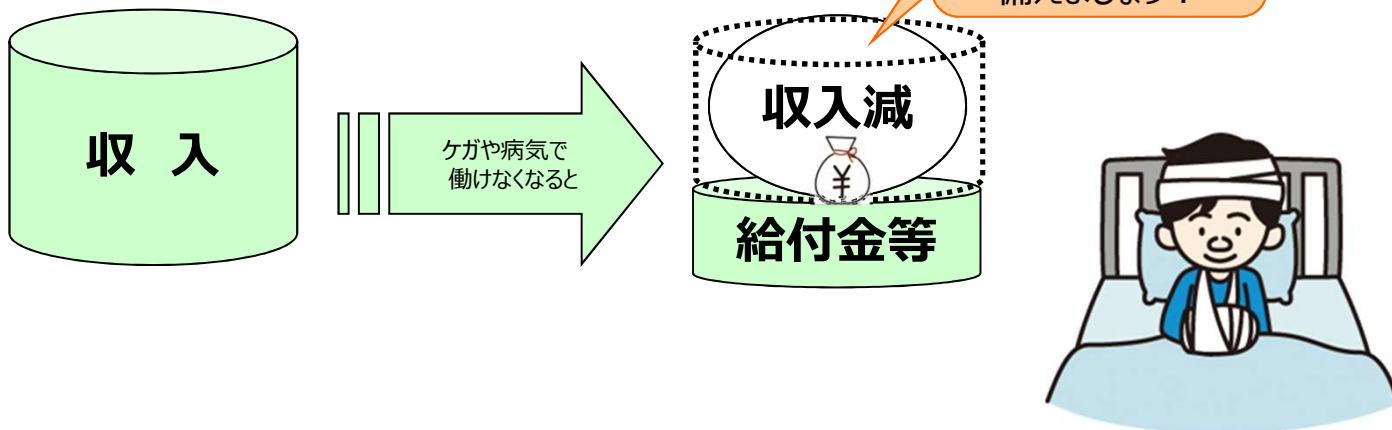
Point
③

(公財) 日本サイクリング協会賛助会員限定！
団体保険制度のメリットを生かし、**15%の団体割引**が適用

「団体所得補償プラン（所得補償保険）」はケガや病気で働けなくなったとき、収入ダウンを補償する保険です。

健康や事故に注意していても、働けなくなることがあります。
私たちはもっと自転車に安心して乗っていただきたいです。

この部分を
所得補償保険で
備えましょう！



加入例

自転車事故で半年間(6か月と10日)会社を休むこととなった
(自宅療養も含む)。

加入セットB

男性45才 1口加入 保険料19,470円



保険金お支払例

お支払対象期間：6か月と10日－免責4日＝6か月と6日

お支払保険金：(月額10万×6か月)+(月額10万×6日/30日)

合計 62万

※加入者制限(職種)がございます。
※加入窓口はJCAホームページのみです。

◆◆お問い合わせ・ご相談は…◆◆

【取扱代理店】

ファロス・コンサルティング株式会社
〒170-0013 東京都豊島区東池袋3-8-5
パレドール池袋202

TEL：03-5960-7733

FAX：03-5960-7732

【引受保険会社】

三井住友海上火災保険(株) 公務開発部営業第二課
〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1
TEL：03-3259-4061

●このチラシは保険の特徴を説明したものです。詳細はパンフレットをご覧ください。

B17-102016 使用期限：2019年4月1日